

| | |
|------------------|---|
| Title | 出版の自由と市民社会： バーデン大公国における自由主義者の理念と活動 |
| Sub Title | Freedom of the press and "Middle-Class Civil Society" : political and social models of Liberalism in the Grand Duchy of Baden |
| Author | 木村, 航(Kimura, Wataru) |
| Publisher | 三田史学会 |
| Publication year | 2014 |
| Jtitle | 史学 (The historical science). Vol.83, No.2/3 (2014. 7) ,p.83(209)- 117(243) |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 論文 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20140700-0083 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

出版の自由と市民社会

——バーデン大公国における自由主義者の理念と活動——

木村 航

一、はじめに

自由主義はその運動と理念を通して本来どのような社会を目指していたのか。この問題がドイツ史において詳しく論じられるきっかけになったのはL・ガルの論文であったと言つてよい。ガルは一九七五年に発表した論文において、十九世紀前半の自由主義者が理想とする社会を「階級なき市民社会」という言葉を用いて定式化した。ガルによれば、「階級なき市民社会」とは、精神的にも経済的にも自立した家父長の共同体であり、自由主義者の確信からすれば、こうした社会は「中間的身分」が段階的に拡大することで「普遍的身分」となり、すべての者が「市民」になることで予定調和的に達成されるはずだったという。しかしながら一八五〇年代以降、産業化

の波がドイツに押し寄せ、こうした期待が現実のものとなることはなかった。自由主義はこうした状況を前に理想を貫徹することができず、「階級なき市民社会」という理念は、財産と教養を持つ市民層の利害を守る「階級イデオロギー」になつてしまつたとガルは言う⁽¹⁾。こうしたガルの主張は、当初論争を引き起こしたが、「階級なき市民社会」という理念の存在が認められて、その後の研究のたたき台になつたことは、日本でも多く取り上げられてきた⁽²⁾。また、「階級なき市民社会」という言葉自体は、ドイツ史の概説書にも多く取り入れられており、ドイツの自由主義について論じる場合の古典的テーマないしは共通理解になつたと言えるかもしれない⁽³⁾。

ドイツではその後、一九八〇年代後半から研究の主要な関心が市民層に移り、大規模な研究プロジェクトが行

われることになった⁽⁴⁾。ガルが主宰する研究では社会史的手法を用いて都市の市民層の実態が明らかにされ⁽⁵⁾、こうした研究成果を踏まえて、ガルは広範な階層の人々を統合していた「都市市民からなる社会」[stadtbürgerliche Gesellschaft]を「階級なき市民社会」理念を部分的にせよ体現した場として位置付けている。また、ユルゲン・コッカを中心とする研究では、市民の心的態度、文化、行動様式である「市民性」に着目した国際比較が行われたことは周知の通りである⁽⁷⁾。

こうした実証的な研究が進むなか、本稿では今一度、議論の出発点になった自由主義者の社会理念について考えてみたい。その理由として、まず第一に「階級なき市民社会」という社会像、未来像に合致する自由主義者の言動や理念については、散発的に言及されるだけで正面から論じられなかったことが挙げられる。すなわちこれまでの研究では、自由主義者が「中間的身分」にあたる手工業者を利する経済政策を支持していたこと⁽⁸⁾、自由主義の支持者や運動の参加者として多くの住民層が想定されること⁽⁹⁾、そして、十八世紀末から設立されたさまざまな協会が「中間的身分」の育成を意図⁽¹⁰⁾し、ガルが示しているように、身分にとらわれない参加規定を定めている

場合もあつたこと⁽¹¹⁾などから「階級なき市民社会」の理念の存在が推測ないしは確認されてきたにすぎないのである。それでは、こうした点以外に、自由主義者の言動に「階級なき市民社会」をめざす理念や意志を見てとることはできないのか。

第二の問題として、十九世紀前半の自由主義者の社会理念について、これまでの研究がどちらかと言うと、その理念の限界や閉鎖的側面に光を当てるが多かったことが挙げられる。例えば、アメリカの歴史家シーハンは「中間的身分」という理念の重要性を指摘しているが、同時にそれが排他的性質を持ち、下層の人々に対する自由主義者の潜在的恐怖が「中間的身分」という理念に影響を落としていることを指摘する。シーハンによれば、自由主義者は誰が「中間的身分」に属するかについて多用な意見を持っていたが、その成員資格としてなんらかの「自立」の基準が必要であることについては一致しており、選挙権などの政治的権利を持つ国民と、権利を持たず啓蒙されていない大衆、「賤民」の間で境界線が引かれなければならないことは彼らにとって自明であつたという。さらにシーハンは自由主義者が教養や資産を持たない「自立していない大衆」、「啓蒙されていない人々」に

対する警戒感を持つていたことを指摘し、「中間的身分」に関する理念の不一致や下層の人々に対する「潜在的な不安」が十九世紀前半の自由主義者の「社会思想」に「繰り返し現れる」と述べている。¹²⁾

このように自由主義者の社会理念の限界を指摘するのは、全ドイツを対象にした研究だけではない。本稿が分析の対象とする西南ドイツを扱った研究においても同様の見解が見られる。自由主義の理念が記された『国家辞典』は西南ドイツの執筆者を中心に書かれたものであるが、同書を分析したツンハマーは、ガルのテーゼが部分的にしか当てはまらないと評価する。ツンハマーは『国家辞典』の記事を手掛かりに「中間的身分」からなる社会がどのように示されていたかを明らかにしているが、その際、制限選挙に関する見解に見られるように、教養があり資産を持つ集団と経済的に他者に依存し、資産を持たない人々の区別がなされていることを指摘して、「国家辞典における初期自由主義者の自己了解と社会モデル」は、特定の階級と結びついたもので「ガルの完全に理想化された評価が推測させるほど決して平等ではない」と述べる。ツンハマーは、自由主義者の「社会モデル」がそもそも「自立し所有した人間 [Selbständige

Eigentümer-Menschen]」を規準としていることを強調するのである。¹³⁾このように、これまでの研究は下層の人々に対する自由主義者の警戒、制限選挙の存在を引合いに出し、その社会理念の限界を指摘してきたのである。そこで本稿では、西南ドイツのバーデン大公国を対象として、自由主義者の政治的中心課題であった出版の自由を軸に、彼らの社会理念の限界と可能性の両面に光を当てることにはしたい。

本稿が分析の対象とする出版の自由は、三月前期の自由主義者がその獲得を常目指した権利であるが、これまでの研究は、出版の自由をおもに検閲状況などの出版事情や出版物に関する法規に関連して言及してきた。¹⁴⁾また自由主義に関する研究は、出版の自由が「世論」を生み出す点で代議制や法治国家に不可欠であり、また官僚の恣意を防ぐという点で重要であったことを指摘してきた。¹⁵⁾こうした指摘は正鵠を射ているが、出版の自由に関する見解が自由主義者の社会理念と結びつけられて考察されることはなかった。本稿では、こうした点に鑑み、出版の自由がどのような権利として位置づけられ、どのような効能をもたらすものとして理解されていたかに着目し、その背後にどのような「社会理念」が見て取れる

のかを明らかにしたい。

二、バーデン大公国と出版の自由

本稿が分析の対象とするバーデン大公国は総面積一五、〇〇〇平方キロメートル、人口約一〇〇万人弱を擁する中規模のドイツ連邦構成国である。同国では一八一八年に進歩的な憲法が發布、施行され、立憲君主制への道が開かれた。議会の第二院は選挙によって選ばれた国民の代表六三名からなり、一八一九年に初めて議会が招集されてから、議員は憲法で保障された種々の権利を実現するため、また代議制を完全なものにするために政府に様々な要求を突き付けている。自由主義者の要求は多岐に及び、陪審裁判、司法と行政の分離、大臣の弾劾の制度化、議会の公開、貴族の特権や賦役の廃止、そしてドイツ国内における通商の自由などであった。⁽¹⁶⁾ 本稿で自由主義者として扱う人々は、反動的な政府に対峙して、こうした要求を貫徹しようとした議員のことである。⁽¹⁷⁾

自由主義者の掲げた要求のうち、三月前期のほぼすべての議会において議論されたのが、出版の自由である。ドイツ連邦加盟国では、いわゆるカールスバード決議に基づき、連邦内で刊行される出版物に検閲が課されてい

た。カールスバード決議の「出版法」は当初五年間の期限立法であったが、一八二四年に無期限延長され、ドイツ連邦は一八四八年三月まで検閲を連邦加盟国に課することになる。そのあいだ、ドイツ連邦は検閲以外にも複数の決議を通じて、集会、結社の自由を禁じ、連邦加盟国の議会活動を制限するなど、反動的な政策を続けていくことになる。カールスバード決議を含む一連の抑圧的な措置は、プロイセンやオーストリアなどの「大国」によって主導されたものであり、とりわけ出版の自由に関する問題は、連邦内の政治的力学がその背後にある複雑な問題であった。⁽¹⁸⁾

大きな転機となったのは一八三〇年である。この年の三月、バーデンでは大公ルートヴィヒが亡くなり、後を継いだ大公レオポルド一世は保守的な大臣を更迭し、改革に好意的な大臣を任命した。隣国フランスで七月革命が起こり、政治的気運が高揚すると、年末の選挙では政府の選挙干渉がなかったこともあり、自由主義者が大躍進を果たすことになった。こうして一八三二年の議会では、種々の改革が議題となり、ゲマインデ条例、市民権法、そして出版の自由を定めた法律が成立した。⁽¹⁹⁾ 本稿との関係から重要なのは、出版の自由を定めた法律が成立

し、出版の自由が一時的に実現したことである。一八三一年十二月に成立したこの法律は、バーデン内で出版される著作の検閲を廃止するもので、出版物に関する裁判の公開を定めるなど、当時、ドイツ連邦内で最も進歩的な法律であった。この法律は、一八三二年三月一日から施行され、バーデンでは数多くの新聞が設立されることになり、既存の新聞も熱心に政治的報道を行うなど、自由主義は空前の盛り上がりを見せることになる。ところがこの法律はドイツ連邦の圧力により、施行からわずか四カ月後の一八三二年七月に法律の一部が撤回され、再び検閲が施行されたのだった。⁽²⁰⁾自由主義者は検閲が廃止される一八四八年三月まで出版の自由を求め続けることになるが、その際一八三二年から三二年は大きな成果を収めた年として議員によって繰り返し回顧されることになる。

三、ヴェルカー

出版の自由を定めた法律の成立に大きな役割を果たした人物が、フライブルク大学の国法学教授カール・テオドル・ヴェルカーである。ヴェルカーは一八三一年三月に開会された議会において、出版の自由を求める動議

を提出し、議論のきっかけを作った人物である。実はヴェルカーが出版の自由について行動を起こすのはこれが初めてではない。ヴェルカーは選挙に先立つ前年の十一月に連邦議会に請願を出し、出版の自由を求めている。連邦はこれを無視したものの、この請願が出版されたことで、ヴェルカーの行動はドイツ全土で大きな反響を引き起こしていた。ドイツにおける「市民的公共性」の発生を論じたシュナイダーによれば、この請願によってヴェルカーは出版の自由をめぐる闘いにおいて名声を確固たるものとしたのであった。⁽²¹⁾後述するように、ヴェルカーはその後も議会の内外で出版の自由の実現のために活動を続けており、ヴェルカーは理論、実践の両面において出版の自由の先駆者であった。⁽²²⁾

本稿との関連で言えば、ヴェルカーの出版の自由についての見解は、バーデンにおける出版の自由の議論に大きな影響を与えている点で注目に値する。そこで、まずヴェルカーの連邦議会への請願、バーデン第二院での演説を手掛かりに、ヴェルカーが出版の自由の必要をどのように説明しているのか見てみたい。

四、ヴェルカーの連邦議会への請願、バーデン第二院での演説

ヴェルカーが一八三〇年十一月に連邦に提出した請願は一五〇頁にも及ぶ壮大なものである。⁽²³⁾ ヴェルカーはこ
 の中で、出版の自由の必要性と検閲の種々の弊害、法学的
 観点から見た検閲の問題点などについて詳細に説明し
 ている。

出版の自由とはヴェルカーにとって、考えることの自由、伝達することの自由であり、「真実の自由」、人類の神聖な義務、最も古い権利を意味していた。⁽²⁴⁾ ヴェルカーの説明によると、出版の自由は真実を伝え、嘘、間違つた行為、政府と官僚の恣意を防ぐことで市民の権利と秩序を守る。また出版の自由は市民相互の、市民の代表、官僚、政府の相互理解を促進する点で代議制になくなくてはならないものだった。⁽²⁵⁾ 他方で、検閲は真実を明るみに出させず、嘘を助長して、規範をないがしろにする。⁽²⁶⁾ 真実の重要性を強調するこうした説明は、ヴェルカーの著作や議会での発言によく見られ、世論を代表し、政府をコントロールするという先行研究が指摘していた出版の自由の役割を端的に表していると言えよう。ただし、ヴェ

ルカーにとって真実を広めることだけが出版の自由の役割ではない。別の個所でヴェルカーが述べているように、出版の自由は習俗規範、文化、知性、公的な名誉と分別、公共心、進取の精神、祖国愛、政治的教養、そして工業をも促進するのだった。⁽²⁷⁾

ヴェルカーが出版の自由に大きな期待をかけていたのは、ヴェルカーが人間の精神的、道徳的な発達を重視していたからである。そもそもヴェルカーにとって「経験、感情、考えを自由に交換すること」は、「同胞に精神的道徳的に」働きかけることを可能にし、それは「すべての高次の人間の発達、完全化のための条件」であった。そして、それを可能にする出版の自由は「あらゆる精神的啓蒙と教育」を促進する「最も効果的な手段」であった。⁽²⁸⁾ また、ヴェルカーは別の個所で、経験や考えを伝達する自由が「より高次の人間性のための自由」であることを説明し、「相互の伝達の機関と伝達自身が完全にあり、よく発達すればするほど、国民の人間性はより高みに位置することになる」と述べている。⁽²⁹⁾ このように、ヴェルカーは人間相互のコミュニケーションが、その集団の道徳性や教養を高めることに寄与すると考えていた。こうした点は、世論についてのヴェルカーの見解にも表

れており、そこには、人間の道徳的氣質が果たす役割への大きな信頼が見てとれる。例えばヴェルカーは検閲が誹謗、中傷、名誉棄損などの出版物の悪用を防ぐために必要であるという批判を念頭に、真の検閲機能を果たすのは世論であることを説明する。ヴェルカーにとって、出版物の悪用は、法的に罰することでは対処でき、そして、こうした弊害を最も効果的に防ぐのは、まさに出版の自由を導入することによって形成される世論であった。ヴェルカーによれば、国民が道徳的に墮落していなければ、公の事柄が公開されている場で行動する人間は、不名誉を恐れる「恥」の感情を持っているという。そして、そ

うした感情が出版の自由を導入することで多くの人々に起こり、世論においては常に「尊敬に値するもの」、「公正さ」が全面に出る。こうして、世論は不正を防ぐ「神の審判」、「規範の審判」になるのだという⁽³⁰⁾。出版の自由に関するヴェルカーの見解には、このように人間の精神的発達が出版の自由によって必ず促進されるという進歩主義的な確信が随所に見てとれる。

こうした確信の背後には、独特の思考方法があり、それを如実に示しているのが、一八三一年三月二四日にバーデン第二院で行われたヴェルカーの演説である。この

演説は第二院に提出した出版の自由を求める動議の趣旨説明であり、ヴェルカーはここで出版の自由の必要性を印象的な言葉とともに述べている⁽³¹⁾。ヴェルカーは演説の後半に、憲法を發布したカール・フリードリヒの自由主義的な統治を想起させ、そうした原則を擁護すべきことを説明し、以下のように続けている。

「国民に真の憲法を返そう！なるほど私は国民が特に物質的な負荷の軽減も求めていることを知っています。しかし出版物は無数の物質的害悪とひどい措置を取り除き、防止するのです。政府の重要な要求を無視せずに、私たちにできるあらゆる税の減額を行っても、私たちが真の憲法を持つことには決してならないでしょう。国民の事情は個々人の場合と同じです。個々の家長に勇気と喜び、信頼、喜ばしい気分を与えなさい、そうすれば彼の世帯は良くなるでしょう、そして幸せと恵みは決してそこから逃げないのです。しかし、彼にいらいらや、状況に関する不満、不信を与え、不機嫌にさせるのなら、彼の世帯は没落し、そして豊かさに戻ることはないのです。皆さん、物質的な諸力の上に精神的、習俗規範的な諸力があるのです。そして私たちはこの力と、この観点

から満足感を、私が思うに、私たちの国民に返さなくてはならないのです。私たちはそれを下層の小屋にも与えなければならぬのです。」⁽²⁸⁾

ヴェルカーはここで、出版の自由という政治的要求が、時として国民の要望と一致しないことを認めたくえで、それでも出版の自由を求める理由を示している。それは、物質的諸力、すなわち物理的、経済的な人間の状況に対する精神的諸力、精神的状況の優位であり、ヴェルカーは出版物が経済的弊害を除去し、さらに出版の自由の導入によつてもたらされる人々の感情の変化が、彼らの経済的な状況にも影響を与えると考えている。人間の精神的氣質が「家長」を中心とした家計の状況や、国民の状況を左右すると考えられている点で、ヴェルカーの考え方は、経済的合理性が支配的でない時代の思考方法と言えるだろう。そして、こうした「物質的」、「精神的」という区分は特異なものではなく、のちに見るように、バーデンの自由主義者がよく行う分類の仕方であった。

ところでヴェルカーは、出版の自由の享受者としてどのような対象を念頭に置いていたのだろうか。自由主義の法治国家理論を分析したシェットレは、ヴェルカーの

同僚で著名な国法学者、ロテックの芝居の検閲に関する見解を例にとり、彼が教養を重視することを指摘した上で、「コミュニケーションによつて啓蒙される社会という理想」は階級に応じて制限されたままであったと評価している。たとえば、ロテックは検閲を排すべき制度として理解していたが、「未熟な者」や「誘惑されやすい人」、「夢中になりやすい人」も見ることができ芝居の検閲に関しては、それほど批判されるべきものではないと考えていた。それは、実際に禁止にされた芝居が、現状では印刷されて、教養のある公衆の手にわたるとロテックが考えていたからだ⁽²⁹⁾。

ヴェルカーの場合、出版の自由の享受者を教養のある人だけに制限するような排他的なイメージは見られない。この点で示唆に富むのが、ヴェルカーの出版物の理解である。ヴェルカーは出版の自由を論じるときに、しばしば現代と、直接民主政が行われていた古代とを比較し、出版の自由の効能を称賛する。ヴェルカーによれば、古代が公共の広場で行われる議論、教えあいによつて特徴づけられるとすれば、近代は出版物によつて特徴付けられるという。つまり、現代は「自由と市民権という財産がすべての住民に広げられた」が、住民の数が多く、す

すべての市民が集まり政治に参加することはできない。そこで出版の自由が代議制を可能にし、「日々の直接民主政の集まり」の代わりになったのであり、出版の自由は「数百万の住人」が市民的自由を持つことを可能にする「無くてはならない手段」であると言う。またヴェルカーにとって「分厚い著作のための出版の自由」は「書籍商と、学者身分のための特権」であり、出版の自由は「すべての国家公民のため」の自由であった。実際、ヴェルカーは別の箇所では出版の自由を「新聞、雑誌、パンフレットの自由」と言い換えたり、「新聞の検閲のように下層の身分の人たちを祖国の対話と文化から排除すること」は「罪」であると断言している。ここには、下層の人々も新聞を読むというヴェルカーの認識が現れている。

そしてまた、ヴェルカーにとって、出版の自由は政治的に自立した「市民」を養成するものだった。ヴェルカーは官僚が国民の権利や望みを重視せず、「未熟」な状態に留められている国民と不和にあるという。そして、こうした「国民、官僚、学識のある者」の対立の原因は、かつての市民的自治が失われたことにあり、人々の意向に沿った政治と「市民」の自治を可能にする出版の自由

を導入すれば、国民と官僚を良く教育し、そうした対立も調停されることを説明し、「私たちの部分的にひどく弾圧され、品位をおとされた実直な国民を単なる受動的な負担者から自由で能動的なりっぱな市民に変えよ！」と述べているのである。このように、ヴェルカーは、出版の自由によって多くの人々が政治的に自立し、「市民」になることを期待しており、出版の自由を「市民」を育成する役割を付与していたのだった。

五、「公開性」の理念

国民の公的活動の推進と政治化

しかし、出版の自由に「市民」の育成や自立を期待するヴェルカーの説明は、出版の自由を求めるためのいわば方便だったのだろうか。ヴェルカーがロテックと共同で編纂した『国家辞典』を紐解くと、こうしたヴェルカーの主張が理論立てて説明されていることが分かる。すなわち、ヴェルカーにとって出版の自由は不正を明らかにするという批判的機能を持つだけでなく、国民の政治的、道徳的発達を保證するものと位置付けられているのである。

そのための手掛かりになる記事が『国家辞典』の「公

開性 [Öffentlichkeit] の記事⁽³⁹⁾である。この記事は「公開性」[世論 [die öffentliche Meinung]] の意味、そして「公開性」に基づいた政治制度、司法制度について解説するものである。なお、この「Öffentlichkeit」の訳語としては、ハーバーマスの研究以来、「公共性」や「公圏」といった訳語が定着しているが、本稿では自由主義者がこの言葉に込めた意味をより直接的に表すことができると考え、「公開性」という訳語を用いることにしたい。

ヴェルカーはこの記事で「公的な [öffentlich]」という形容詞が国家、共同体に関わることで、市民や共同体の構成員に関わることで、そして「秘密ではないこと」の三つを意味することを説明したうえで、「公開性」が不十分であつてはならず、完全であることの必要性を強調する。ヴェルカーによれば、「公開性」とは共同体に関する事柄のすべてが見聞きされ、「すべての世論の機関の自由」⁽⁴¹⁾によつて、それが周知されているところに存在するといふ。

ただし、「公開性」は共同体に関する事柄が周知されている状態のみを意味するのではない。ヴェルカーは「共通の事柄」は共同体の成員の見解や同意、「自由な世

論」によつて決定されなければならない。「このことがはじめて公開性を完全にすると述べ、古代人がこうした「公開性」の理念を実践していたことを指摘している。⁽⁴²⁾このように「公開性」は、共同体の決定に人々が関与して初めて、意味を持つ理念として位置づけられている。

それでは「公開性」の理念の中で出版の自由はどのように位置づけられているのか。ヴェルカーは世論が形成され、見聞きされるためには、国民が誤つた望みや意見を述べないよう、公的な事柄が公開され、同時に伝達、意見を述べる完全な自由がなければならないとして、そのために必要な「機関・手段 [Organ]」を複数提示している。⁽⁴³⁾それは口頭や書面、郵便による伝達、請願、集会などにおける演説や発言、そして裁判への国民の参加などであり、ヴェルカーによれば、それらのうち「最も重要」なのが「出版の自由、とりわけ政治的出版の自由、ないしは新聞、雑誌のそれ」であつた。ここで注目すべきはその理由である。ヴェルカーによれば、その理由は、出版の自由が「まさに可能な限りすべての人に、そしてまさにすべての共通の事柄にとつて、最も簡単な、最も良い伝達と知覚の機関であり」、「これらの事柄が最終的に決定される前に、真実と世論に合致したその決定に影

響を与えるような機関だから」であった。⁽⁴⁴⁾ここで、出版の自由はできるだけ多くの人々を政治的意思決定に参加させる機関とされ、さらにその効果の点から出版の自由がすべての「機関・手段」に勝るものとして位置づけられているのである。

こうした出版の自由の役割はヴェルカーの『国家辞典』の他の記事にも見られ、たとえば検閲の弊害、違法性を説明した「印刷物の検閲」という記事において、ヴェルカーは出版の自由が「自由を大きく可能」にし、それが「庶民 [gemeine Volk]」のためであることを指摘している。⁽⁴⁵⁾また、ヴェルカーはこの記事が刊行された翌年に、出版の自由をめぐるバーデン第二院の審議において、印刷技術のおかげで「かつてのローマとギリシアのように奴隷や下男として公的な事柄から排除されるのではなく、それを用いて何百万という人々が自由に与えることが可能になっているのだ」と述べている。⁽⁴⁶⁾このように、ヴェルカーは公的活動に関して特定の人々の排除を意図していない。

実際にヴェルカーは、様々な人々の見解が共同体に有益に作用すると考えていた。このことは、再び出版の自由に関する彼の見解に現れている。ヴェルカーは「公開

性」の記事の後半で、蒸気船がこれまで想像しなかった規模で人々の移動を可能にしたことを指摘し、出版の自由もこれと同じように大きな効果を持つことを述べている。ヴェルカーによれば、都市国家においてごく少数の人々しか享受できなかった自由や市民的尊厳、そして共同体への政治参加というものを、出版の自由が「百倍も大きな国家の百万人の自立した男女の住人にまで拡大し、彼らの経験、洞察、心情、力を共同体のために統合している」という。⁽⁴⁷⁾ここには、出版事情の改善によって、これまでとは比べ物にならない大きな言論空間が生じている状況が表現されており、ここでは様々な人々の知見が共同体のために生かされることが指摘されているのである。もちろん、こうした言論空間に参加するためには、現実にはその参加資格として、教養が要求されていることは疑い得ないだろう。しかし、ヴェルカーは出版の自由がそうした教養の差を克服する機能を持つと考えていた。ヴェルカーは「印刷物の検閲」の記事で、検閲の歴史を解説した際に、出版の自由が「すべての人々に、それぞれの有能さ」に応じて「能動的な国家公民権」を与えるのであり、「それは、たとえ大学教育を受けた者と受けない者という関係であっても、カーストのようなも

のと専制的なものを打破する」と述べている。⁽⁴⁸⁾

このように、「公開性」とは公的な事柄が周知公開され、同時に人々が公的活動に参加して共同体の運営に関与する状況を意味していた。その際、出版の自由はヴェルカーの「公開性」の理念において、重要な意見の伝達、世論の「機関・手段」として位置づけられており、出版の自由には、多くの住民を公的活動に参加させる役割が期待されていたのだった。

そして、ヴェルカーにとって、公的活動に参加することは、人々の政治的教養を深め、自立へと導くプロセスをも意味していた。実際、ヴェルカーの理論において、出版の自由などの「機関・手段」によって実現する「完全な公開性の体制」⁽⁴⁹⁾は、その機能と効果から、人々を政治的に教育するものと位置付けられている。ヴェルカーによれば、「公開性」は教育を可能にすると同時に、ともすると知識だけを伝え、一面的で実りのないものになりがちな「教授」を「実践的にする」という⁽⁵⁰⁾。その意味するところは、国民の成熟度合いや議会の公開に関する記述に表れている。まず前者に関するヴェルカーの考えを見てみよう。

ヴェルカーは「公開性」に反対する見解を紹介した箇

所で、国民は永久に未熟で後見が必要であるという考えの誤りを説明している。ヴェルカーはまず、こうした見解に対し、今日では「高い教養、政治的尊厳、力を維持することができる成熟した国民の数」は本当に多いと反論し、「後見の有害さ」を説明する。ヴェルカーによれば、それは後見人である「廷臣、宮廷の貴族、官僚」の「未熟、分別のなさ、無力さ」のほうで、のちの時代の自由を持つ国民の状況よりもはるかにひどいという事実であり、多くの人は、一時的な未熟について話しているにすぎないと言う。したがってヴェルカーによれば「世話をやくこと、後見では、決して国民を成熟、強力にはせず、むしろ弱くし、未熟にする」のであり、「法的な自由をもち、使用することが国民を自由のために教育する」のだった。⁽⁵¹⁾このようにヴェルカーは、国民が主体的に自由を行使することが、彼らの自立に寄与すると考えていた。

こうした考え方は、ヴェルカーの議会の公開についての記述にも表れている。ヴェルカーは「立法機関の公開性」について論じた箇所、議会の審議が議事録によって公開されるだけでは十分ではないとして、議会の傍聴が必要であると言う。ヴェルカーは、その効果として、

それが審議に厳粛さや慎重さ、活気をもたらずだけでなく、ゲマインデの会議や公の会議で発言する人に良い影響を与えることを指摘する。また「公開性」のもとでは、議員と国民において「公的な事柄への心情と考え」、世論に対する畏怖の念が、はるかに活発になるのであり、官僚による政治の弊害が克服されて「公共精神と政治的教養」が促進されると言う。さらに、議會を傍聴すれば、国民は議事録を読むときよりも自らの代表の素行を良く理解でき、審議についてもより鮮明なイメージを得ることができると言う。そのようにして「関心がますます新たに呼びさまされ、活気づけられ、それによって印刷された『議會の』報告を読むことも促進される」と言う。⁽⁵²⁾ このように、ヴェルカーは「公開性」の制度が国民の公的活動への参加を促進し、国民を政治的に自立させる教育的機能を持つと考えていたのだった。

六、「公共精神」、「市民的徳」

すでに見たように、ヴェルカーが出版の自由を求めた背景には、人間の精神的發達の必要性を認識し、その効果に対する大きな期待があった。すなわちドイツ連邦議會への請願においては、「あらゆる精神的啓蒙と教養」、

「精神的諸力」などの言葉のもと、人間の道徳的氣質、精神的發達の重要性が指摘されていた。では、こうした「精神的」という言葉は、具体的にどのような氣質や性向を意味するのであるか。また、前節で見たように、議會の公開などによって涵養される「公共精神」とは何を意味するのであるか。この点で示唆に富むのが、『国家辞典』の「公共精神、公共心」と「市民的徳と市民精神」という二つの記事である。

本節で扱う「公共精神、公共心」はロテックの記事であり、「市民的徳と市民精神」⁽⁵⁴⁾はヴェルカーの記事である。ヴェルカーの記事は、ロテックの記事の捕捉として書かれたもので、これら四つの概念は二つの記事においてほぼ同じ意味で使われている。⁽⁵⁵⁾

ロテックは「公共精神」を「全体の目的の実現や全体の福利の促進のために」自己犠牲をいとわない志向で、「自身の利害や自分に近い利害と、自分が属する全体の利害が衝突する場合には後者を優先すること」、⁽⁵⁶⁾それどころか、自分の利害を「諦めること」と定義している。ロテックによれば、こうした精神は、ゲマインデにおいては市民を無給のゲマインデの役職に就かせ、「能動的な市民」として公的な事柄に参加するように鼓舞すると

(57) いう。このように「公共精神」は公的な事柄に関心をもち、さらに自己の権利を公のために使用する態度、気質として位置づけられている。

ヴェルカーは「真の市民的徳の基礎は市民精神、政治的な公共心ないしは公共精神である」と述べ、「市民的徳」の本質的な部分は「市民の幸せと市民の権利」を粘り強く促進し、擁護することであると言う。またヴェルカーは「公共精神とは共通の全体とその繁栄へ向かう考え、気持ち、心情の自然で活発な傾向である」と定義する。そして、それは「同胞」の痛みや必要、気持ちを自分のものとして感じる感覚でもあった。(58)

ロテックとヴェルカーは制度としての立憲制や代議制は、それを支える心情と態度があつてはじめて機能すると考えており、二人にとって「公共精神」や「市民的徳」は憲法に基づく政治制度が機能する上で、基盤となる市民の気質であった。ロテックによれば、憲法や法律などの諸制度は「その意味を理解し、それに喜んで従う公共精神がなかったら、簡単に空虚な形式ないしは単なる空約束になる」のであり、「公共精神は真の市民的徳であり、その欠如は他のどのものによっても代えられない」ものだった。(59) ヴェルカーもまた、記事の冒頭で「市

民的徳、その本質的な部分である市民精神、市民的気概がなければ」あらゆる政治的制度や英知は「無益」に終わってしまうと述べている。(60)

こうした市民的気質に関して、自由主義者の社会理念の観点から示唆に富むのは、ロテックが「非政治的」な団体の中で見られる精神を「エゴイズム」として「公共精神」と峻別している点である。ロテックは「ツンフト精神」、「貴族精神」、「修道士ないしは聖職者精神」、「兵士の精神」などを列挙し、これらの「身分精神」、「コルポラティブオン精神」は「利己的な、すなわち主観的な利益や好みを追い求める」精神であり、ここで言う「公共精神」とは対極にあるものだと(61)言う。ロテックによれば、ツンフトが独占的に権利を保持したり、貴族が特権のために粘り強く戦うことは、「公共精神」ではなく、「むき出しのエゴイズム」であり、議員が自分を選んでくれた選挙区や「身分」、「コルポラティブオン」の利益を「公共精神」の名のもとに配慮するのは誤りで、それは「個人のむき出しのエゴイズムよりも有害である」と(62)いう。

ヴェルカーも教会やツンフトなどの特定の集団のために行動することは下位の徳であり、「高次の徳」である

「市民的徳」ではないことを指摘している。⁽⁶⁴⁾ ヴェルカーにとつて、「市民的徳」を駄目にしてゐるのは聖職者や世俗の独裁者の「カースト精神」、「いやしい利己心」であり、「家族、ゲマインデ、ツンフト、身分的カースト」など、「下位の集団」への義務を口実に「市民的徳」を汚すことは「より危険」であつた。⁽⁶⁵⁾

この二人の説明には、公益を重視する自由主義の政治理解が現れている。すなわちロテックとヴェルカーにとつて、特定の「身分」や団体の利益が政治において貫徹されることは、公益に合致せず、それは「公共精神」や「市民的徳」といつた「市民」の精神にもとることであつた。したがつて、「市民」は、自身の利害を「特殊」な「身分」の利益として主張してはならず、常に公益を体現していなければならなかつた。ガルは「階級なき市民社会」という自由主義者の社会期待像を、「市民」である「中間的身分」が、将来「普遍的身分」になる構想として定式化してゐたが、この「公共精神」、「市民的徳」に見られる政治理念は、ガルが言う「普遍的身分」としての「市民」の自己了解を反映してゐると考えられる点で、「階級なき市民社会」という社会理念に合致する政治理念と言へるだろう。そして、こうした公益を目

指す自由主義者の政治理念がその背後に見られる点で、「公共精神」、「市民的徳」は「階級なき市民社会」という理念に合致する市民的気質と言へる。

ロテックとヴェルカーにとつて、こうした「公共精神」、「市民的徳」を身につけるための重要な手段が、出版の自由をはじめとした諸制度と、市民の公的な事柄への参加であつた。ロテックは「計り知れないほど大事で、有益な公共精神」を国民に植え付けるには「市民の理性を啓蒙し、市民の気質を高貴にする」ことが必要であると言ふ。そして、市民に公的な事柄を知らせ、個々の教養の段階に応じて公的な事柄に対して影響を及ぼすことを認める必要があるという。こう述べた後で、ロテックは「公表すること」すなわち「発言と著作の自由」と、「政治的な自由ないしは政治的権利」が憲法に基づく体制の原則であると述べる。⁽⁶⁶⁾ ヴェルカーは「市民的徳」には「固有の啓蒙の、教育の、練習の手段」が必要であり、とりわけ「政治的啓蒙や徳行は、政治的出版の自由や、市民の市民的共同体への、その義務や権利への自由で活発な関与によつて、すなわち自由なアソシエーション—請願—選挙権と共通の兵役の義務によつて基礎づけられなければならない」と述べてゐる。⁽⁶⁷⁾

そしてまさにこうした活動を保証するものが、道德的教育の機能を付与された「公開性」の体制であった。ヴェルカーは、「公開性」の記事の中で「完全な公開性は、とりわけ国民の習俗規範的教育に最も効果的である」と述べているが、その理由はヴェルカー自身が参照を指示している「古代、近代における習俗規範の審判としての監察」⁽⁶⁹⁾の記事に詳述されている。この記事でヴェルカーは古代ローマの財産調査官である監察官が、市民の合意のもとに人々の「公的名誉」や「公的恥」の意識、徳や「公的規範」の育成、促進、維持に役立っていたことを指摘し、現代ではその役割を「出版の自由」と世論が担うことを説明する。ヴェルカーによれば、懲罰によって人々を外面から統制する検閲は、人々の心情を偏狭、隷屬的にし、その役目を果たさず、「習俗規範の審判」は「完全な自由」と、裁かれる人の「内面的な確信、習俗規範」に由来するものでなければならぬという。したがって、ヴェルカーの結論は、「完全な法的公開性」と世論という法廷における自由だけが「習俗規範と自由的な名誉と恥の番人たりうる」というものだった。⁽⁷⁰⁾

このように「習俗規範的教育」とは、出版の自由や世論を通じて恥、名誉、徳などの気質を監視、育成、維

持することを意味し、別言すれば、道德的教育を意味していた。その際、特筆すべきことは、こうした気質が共同体の規範、規則に忠実であり、秩序と風紀を守っているという消極的、受動的な気質ではなく、国家や共同体に主体的に奉仕し、同胞を尊重する気質、能動的に共同体に関心を寄せる気質として理解されている点である。こうした点は、この「監察」の記事において、恥、名誉といった気質が、現代ドイツ語で「公の」という言葉をしばしば冠したものであることに間接的に現れている。すなわち、この「公の」という言葉は、先にヴェルカー自身が「公開性」の記事で述べていたように、当時「国家の、共同体の」ないしは「市民や共同体に関わる」ということを意味しており、ヴェルカーが望ましいと考える気質は、個人の望ましい特質、性向であると同時に、共同体のために有益に作用する市民的気質としても位置づけられているのである。

以上見てきたように、ヴェルカーは「公開性」の制度に教育的機能を認めており、それは具体的には政治的教育、道德的教育を意味していた。そして、その際ヴェルカーは、政治的教養に加えて「公共精神」に代表される市民的特質の育成も意図していたのである。

それでは、こうした「公開性」の様々な教育的機能と批判的機能、すなわち官僚の不正を防ぎ、政治権力をコントロールするという機能は、どのような関係にあるのだろうか。こうした疑問に答える鍵は、「公開性」の記事の中の「国家の監督」について記された箇所にある。ヴェルカーはここで、政治権力の悪用を防ぐために、権力の分散と均衡のための組織が必要であり、そうした組織も、「公開性」と「公共精神」を兼ね備えなければならないことを指摘している。そしてヴェルカーは、それだけでは十分ではなく、政治的権力のコントロールは、市民による活発な公的生活によってしか行われ得ないことを繰り返し述べている。その際、ヴェルカーは、国民の活発な公的生活がどのように権力をコントロールすることになるのか、その詳細を語っていないが、その働きに対する確信の背後には、先に見た連邦への請願と同様に、国民の道徳的気質への大きな信頼がある。ヴェルカーによれば、「公開性」を持つ国民においては、「すべての専制政治を拒否する変わらぬ関心」があると言う。そして、国民が「取り返しがつかないほど、習俗規範的に墮落し、没落に身を委ねていなければ」自由な意見の対立の中で「最後には祖国を愛する理念と利害関心が優位

に立つに違いない」と述べる⁽²⁾。またヴェルカーは、別の箇所でも、政府の活動をコントロールするためには「正しい政治的知識と洞察、そして活発な公共精神がその前提となる」と述べ、「ただ公開性だけ」がこうした心情と活動をもたらすと断言している⁽³⁾。このようにヴェルカーの理論において、「公開性」の批判的機能は「公共精神」といった個人の道徳的資質に依存しているのである。これまで見てきたことから明らかのように、「公開性」の制度が政治における批判的機能を持つとき、それらの機能は、恥、名誉、「公共精神」といった個人が持つべき道徳的資質に依存するものであった。こうしたことを考慮すると、先行研究が指摘していた出版の自由を持つ批判的役割は、ヴェルカーにとっては望ましい気質を持った人々によって形成される世論の働きにすぎない。そして、ヴェルカーが「公開性」の体制の利点として、その批判的機能とは別に、政治的、道徳的教育の役割を期待していたことから分かるように、ヴェルカーは、世論やその「機関・手段」として位置づけられていた出版の自由に、政治的教養の付与や望ましい気質の育成を期待していたのだった。この意味で、出版の自由には、国民を政治的、道徳的に教育する役割も付与されていたの

である。

七、一八三一年のバーデン第二院における議論

これまで見てきたようなヴェルカーの出版の自由についての見解は、当時のバーデンの自由主義者の中で、どのような位置を占めるのだろうか。こうした点を明らかにし、さらに自由主義者の社会理念の限界と可能性を示す点で興味深い事例を提供してくれるのが、一八三一年のバーデン第二院での議論である。

ヴェルカーの動議は議会の委員会に付託され、一八三一年六月一五日にフライブルク大学教授で議員のデュートリンガーによって委員会の見解が報告されている。⁽⁷⁴⁾ デュートリンガーはヴェルカーの動議に賛意を示し、出版の自由を定めた法律の制定を求め、その際の留意事項を提案している。その内容は、出版物における匿名の禁止、出版物を利用した犯罪、違反を罰すること、違反した書物を押収する措置を設けること、定期刊行物の発行に際し、保証金などの担保を課すこと、そして訴訟のための体制を作り、陪審裁判を導入することの五つであり、デュートリンガーによれば、それらは出版の自由を最大限に認め、なおかつ出版の自由の悪用を防ぐための措置で

あった。⁽⁷⁵⁾

同二七日にデュートリンガーによって、第二院に届いた各地からの請願のうち出版の自由を求めるものについての報告が行われ、その後、ヴェルカーの動議、デュートリンガーの委員会報告に対する各議員の意見表明が行われた。そこでは、議員がそれぞれの仕方での出版の自由の重要性を指摘し、その後、出版の自由のための法律案を提示するようにバーデン大公に求めることが決議され、翌日の議論において、デュートリンガーの五つの提案が第二院によってすべて承認されることになった。⁽⁷⁶⁾

議会の議論においても最も多く見られるのが、出版の自由が代議制、立憲制に必要であり、官僚の不正を防ぐという主張である。議員イツツシュタインは、これまでの議論において出版の自由が「立憲主義国家の熱き血」であり、「あらゆる種類の恣意に対する効果的な法廷」とみなされていたことを説明している。⁽⁷⁸⁾ また議員ラウラーは、出版の自由を「立憲制の基礎」、「行政のコントロール、すべての市民的権利の保証」と見なし、出版の自由があれば「恣意」はないと述べている。⁽⁷⁹⁾ さらに、議会においては官僚政治に対する懸念が各議員によって述べられている。例えば議員ミッテルマイアーは、検閲を行

使用する「エゴイズムと支配欲のとりこになっている」官僚に臣民が悩まされていることを説明している。⁽⁸⁰⁾議員モアは、厳しい検閲が行われている理由が、自らの行為が明るみに出ることに対する官僚の不安にあることを指摘している。⁽⁸¹⁾このように、議員にとって、出版の自由は政府や官僚の恣意的政治を打破する点で有益と考えられていたのである。

先に見たように、ヴェルカーは出版の自由が国民の政治的自立、精神的、道徳的発達を促すと考えていたが、議員もそうした見解を共有している。議員メルクは、出版物が宗教的権威と狂信主義を無くすこと、諸国民を成熟させることや代議制を機能させることに加え、「良い法律を準備し、それをよく分からせ、人間を世界市民、国家公民に教育する」ことを指摘している。⁽⁸²⁾メルクはここで出版物の様々な効能に期待を寄せているが、出版物は国民を精神的に自立させ、国民に政治的教養を与えることで市民の育成に寄与するものと位置付けられていることが分かる。

また、寄宿制高等学校の教師で、議会秘書兼議員のグリムは、松明の比喩を用いて、出版の自由に反対する人の誤りを指摘する。グリムは、真実という松明は国民に

とって危険だという「政治的、宗教的反啓蒙主義者」の見解を、国民が無知ではないとして退ける。そして、火を使ったことのない少年に、危険であると言って火の使い方を教えず、彼を夜の闇に委ね、「彼の精神的な発達を促進する見解」を与えないのかと疑問を呈している。グリムは悪用されるからと言って、すべてを非難することを諫めたあと、出版物が「真実を伝達する道具」であることを理由として、動議に賛成している。⁽⁸³⁾このように、議員もヴェルカーと同様に出版物が人間の精神的発達を促すものと考えており、出版の自由の効果に大きな期待を寄せていたのであった。

先述したように、ヴェルカーは精神的氣質がその人の経済的な状況にも影響を及ぼすと考えていた。こうした見解は、牧師でコルクの教区監督、議員フェヒトによって、キリスト教的な敬虔さと結びつけられて表明されている。フェヒトは出版の自由に賛成する理由として、精神的発達が阻害されると経済的状況にも悪影響を及ぼすことを指摘している。フェヒトは自身の経験として、困窮がひどい場所に行った時に「同胞の肉体的な、物質的な貧窮が精神的な貧窮よりずっと少ない」ことに大きく心を動かされたことを述べる。フェヒトによれば、こう

した状況が生ずるのは、精神的な貧窮が「人間の神聖な本質まで入り込むからであり、そして通例、物質的な貧窮の原因ではないにしても、そのようなものをやはり非常に促進する」のだと言う⁽⁸⁴⁾。また、議員ゼルツァムは、演説の冒頭で出版の自由が「考える自由」と同一であることを指摘し、出版の自由という「すべての高次の精神形成という人生の原則なしに、物質的な財産と利害関心があるのか」と疑問を呈している⁽⁸⁵⁾。このように、精神的、物質的という区分は議会の議論にも見られ、議員は出版の自由を精神の自由として理解していたことが分かる。

すでに見たように、自由主義について論じた研究は、自由主義者が下層の人々に対して不信感を抱いていたことを指摘していたが、そのことはバーデンの自由主義者にも当てはまる。出版の自由をめぐる議論において、下層の人々への潜在的な不安は、少数ではあるが革命を警戒する発言に現れている。その際、議員は出版の自由が革命をもたらすのではなく、出版の自由を抑圧することが国民の不満を増大させ、革命につながることを説明する。ヴェルカーは一八三二年の動議の趣旨説明で、現在ドイツには「出版物のようななだめるもの [das beruhigende der Presse]」がなく、外国の新聞が国民を革

命へと駆り立てる危険性を示唆し、政府に出版の自由を求めている⁽⁸⁶⁾。また、デュートリンガーは出版の自由が国民の声を聞き、不正を発見し、国家の犯罪や不平を取り除くので、政府にとつて「蜂起、騒擾、国家秩序の大変革を防ぐ確実な手段のひとつ」であると述べ、ミッテルマイアーは検閲が導入されたことが、隣国の国民を七月革命へと駆り立てたことを指摘している⁽⁸⁷⁾。しかしながら、こうした革命に関する発言は少数で、出版の自由に対する人への反論といった意味合いが強い。議会の議論を全体としてみれば、出版物の自由の悪影響に対する恐れよりも、官僚の恣意に対する警戒が全面に出ており、出版物の悪用についても、法律によって罰則を設け、陪審裁判にその決定をゆだねることで議員の見解は一致していた。

ところで、ガルが示した自由主義者の社会の未来像は、精神的にも経済的にも自立した家父長からなる共同体であり、客観的にみれば、前工業的で、「職能身分的に組織された中間的身分社会」であった。職能身分的な社会とは、職業集団によって構成される社会であり、そこでは「身分」が依然として社会の編成規準ではあるが、その際、出自だけでなく、能力や努力、業績もその社会の

編成を決定づけると考えられている点で「身分制社会」の新しい秩序原理であった。ガル自身の言葉で言えば、そうした社会は、「才覚と業績に応じつつ」、しかしながら現実には「出自と伝統にも応じつつ編成された社会」であった。⁽⁹⁸⁾ 出版の自由に関する議論の中で、こうした自由主義者の社会理念を反映し、なおかつその限界と可能性が表れている点で示唆に富むと考えられるのが、保証金に関する議員の見解である。

保証金とは、デュートリンガーによって提案された定期行物発行の条件であった。すなわち、デュートリンガーの委員会報告において、定期行物の創刊を「国家公民」である人に限定し、さらに「委員会の大多数」の見解に基づき、「なんらかの個人的資質」として「状況に応じた適度な保証金」を要求することが提案されていた。⁽⁹⁹⁾

議会の当初の議論において、保証金にはじめて言及したのはミッテルマイアーである。彼は保証金が「才能の発達を妨げる」手段であるとして、断固反対している。ミッテルマイアーは、出版の悪用に対処する方法として匿名の禁止や、編集者を「ある年齢に達した、品行方正な国家公民」に限るという「道徳的な保証」が提案され

ていることを確認したあと、フランスにおいて導入されている保証金を「不平等」であるとして非難する。ミッテルマイアーによれば、それは「お金を十分に持っている、保証金を払える人が、いつも最も才能を持っているとは限らない」からであった。ミッテルマイアーは、保証金が制度として役に立たないことも指摘する。ミッテルマイアーによれば、保証金を高くすると新聞を創刊しようとする「才能のある、意欲的な人」の道を閉ざしてしまう⁽¹⁰⁰⁾し、保証金を低くすると、その役目を果たさない

と同じく保証金の導入に難色を示しているのがヴェルカーである。ヴェルカーは出版の自由によって国民にもたらされる教育の完成と、世論の機関である「自由な出版物」が行使する「偉大な全能の検閲機関」が保証金の代わりになることを説明し、委員会の他の提案に関しても、自由を制限しないような仕方が最善であると述べている。⁽¹⁰¹⁾ これとは反対に、保証金の必要を訴えたのが、デュートリンガーである。デュートリンガーは、公的な事柄について意見を述べる人は、出版の自由を悪用しないという保証をしなければならぬとして、議員と同様の資格が必要であることを訴えている。デュートリンガーは、

出版の自由を導入したばかりの時期に保証金を求めることは「過大な要求」ではないと言う⁽⁹⁵⁾。このように、保証金に反対する見解は、保証金が才能のある人の活動や、出版物の発行の妨げになるという主旨であり、逆に保証金の導入に賛成する見解は、出版の自由という権利の影響力やその悪用を根拠にしている。

これに続く議論でもこうした説明の枠組みは変わらな⁽⁹⁶⁾い。ロテックは編集者が「国家公民の名誉」に深く関わるので、保証金がなければ、誹謗中傷が起こりうるとして保証金に賛成し、真に才能があり、尊敬に値する人は、保証金を払ってくれるパトロンを見つけられるので、才能は保証金によっても締め出されないと述べる⁽⁹⁷⁾。これに対し、ミッテルマイアーは「高貴な人」しか公の新聞で発言できないような「道徳的な保証」で十分であると⁽⁹⁸⁾して保証金に再び反対している。

他の議員が様々な理由により保証金に賛意を示すな⁽⁹⁶⁾か、保証金の必要をより強く訴えたのが、デュートリンガーであった。彼はまず「道徳的な保証」に疑問を呈す。デュートリンガーは、実直であるとされる人は、まだ人殺しや盗みをしていないとか、刑務所に入ったことがない人物であって、「道徳的価値」は信用できないと言う。

そして財産の所有こそ、その人が信頼できるとい⁽⁹⁹⁾判断の規準であることを説明する。デュートリンガーによれば、社会の秩序が存続してこそ、財産は安全に保持されるため、財産を所有していることは、その人が公的な秩序の維持や国家の繁栄に関心を持っていることを保証するもの⁽¹⁰⁰⁾だと言う。そして保証金を導入しなければ新聞を創刊して市民を罵倒する「墮落した学生が現れる」ことを危惧して演説を終えている⁽⁹⁷⁾。議論ではその後、「底意のある学生」への危惧から議員ベックが保証金に賛成するなど、他の議員も保証金の導入に理解を示している。一方、保証金に反対したのはミッテルマイアーの説明に賛意を表したメルクだけであった。こうして、保証金の導入が議会によって承認されることとなった⁽⁹⁸⁾。

保証金の制度は出版の自由を定めた法律に実際に明記されることになるが、その規定によれば、編集者は一〇〇グルデンを、週に三回以上発行する場合は二〇〇グルデンを納めることが義務付けられた⁽⁹⁹⁾。ロテックは自立した手工業者の指標として、四〇〇グルデンほどの営業資金を一つの基準と考⁽¹⁰⁰⁾えていたが、こうしたことを考慮に入れると、保証金の額は決して安価なものではないだろう。したがって出版の自由を能動的に行⁽¹⁰¹⁾使用するため

には、財産による基準を満たさなければならなかったのである。

この保証金に関する議論では、才能と保証金という二つの規準がその争点となっていた。これらの規準は、いずれも個人の業績を尊重する点で、自由主義者の職能身分的社会理念を反映したものだと言えらる。ただし、こうした規準は議論においてまったく異なる社会観を容認する根拠となっていた。一方では才能という個人の資質を尊重して、保証金に反対する見解が見られた。こうした側面だけを見るならば、自由主義者が理想とする「社会」は、資産のない人々に職業選択の可能性を与える点で、「開かれた社会」と言えらる。他方で、保証金に賛成した議員は、そうした規準を満たせない大多数の人々が出版の自由を能動的に行使できなくなることを容認していたと言えらる。こうした点で、自由主義者が理想とする「社会」は、すべての人々に平等に開かれておらず、閉鎖的側面を持っていたと言わらるるをえなないらる。

そして、この保証金に関する議論からは、自由主義者が特定の人間像を重視していたこともうかがえらる。自由主義者は出版物を發行する編集者として、「品行方正な

国家公民」、「高貴な人」を想定していたのに対し、編集者にふさわしくない人として「墮落した学生」、「底意のある学生」を念頭に置いていた。したがって自由主義者は精神的に自立した人を重視しており、そうした人々を信頼していたことが分かる。さらに、多くの議員が保証金に賛成したことは、彼らにとつて自立した生計を営むことが、信頼できる人、すなわち「家父長」の「自立」の規準として重要であつたことを示している。このように、保証金に関する議論には、ガルが言う「自立」した家父長からなる共同体という自由主義者の社会理念が見られ、こうした社会理念が排除と包摂のメカニズムを持つていることを示していたのだ。

ただし、保証金の導入が承認されたとは言え、議會の自由主義者は出版の自由の享受者を「教養」と「財産」のある「市民」だけに限定していたとは言え切れない。議會の議論では、ヴェルカーの出版の自由に関する見解と同様に、下層の人々を念頭に置いた発言が見らる。たとえば、一日目の議論において、商人で議員のシュバアイアは、「たいてい出版物を自ら使用しない市民もその自由の価値を知っている」ことを政府に確信させたいと言え、現行の分厚い作品のための出版の自由は、学者

を満足させるだけであるとして、「とりわけ市民のために、日々の新聞のための出版の自由も要求する」と述べている^(四)。さらに議員ミユラーは自身を市民層と同一視して、出版の自由を要求しているが、ミユラーの発言は、「市民」という言葉が当時、「教養」と「財産」に限られない広い階層の人々を含む言葉であったことを示している点で興味深い。

「それに加えて私は述べなければならない、出版の自由を一笑に付そうとする人がいること、すなわち次のように考える人がいることである、つまり市民は出版の自由という言葉をお役所の取り立てにもはや搾取されない自由としてしか理解できないと。このような反啓蒙主義者に対して、私は自分が属しているつまり市民身分の名において答えたい、この市民も、彼らが犁を押していたとしても、他の人々同様に出版の自由を評価する^(四)」

このように、議会の議論においては、多くの国民が出版の自由を理解し、望んでいることが強調される。実際、議員の発言には出版の自由が地域レベルで議論されてい

たことを推測させるものもある^(四)。また、この議論に先だつて行われたデュートリンガーの請願報告では、バーデン各地から出版の自由を求める請願が届いていることが指摘されていた。その際デュートリンガーは、「市民、住民」からの請願を一つ一つ紹介し、請願には出版の自由が代議制にとつて不可欠であることや出版物の悪用は法律や陪審裁判によつて対処できることが記されていること、請願の中には連邦の法規やバーデンの憲法を引用するものもあることを報告している。したがつて、先のミユラーの発言はこうした請願をその根拠にしていたとも考えられるだろう。デュートリンガーは請願の差出人である「市民、住民」の数とともに、請願者が「市民社会に属するすべての階級の人々」、「すべての身分に属する住人」であることも述べている^(四)。

多くの住民が出版の自由を望んでいるという議員の発言や、出版の自由の意義と法的根拠を詳しく説明した請願が、住民の政治化の度合いをどの程度反映しているかは、推測するほかないだろう。ただ、これに関してデュートリンガーによるブルックザールからの請願の紹介は、出版の自由という要求が、当時どのようなものであったかを期せずして示していると思われる。デュートリンガ

一によれば、ブルックザールからの請願は、出版の自由が「国民の望みや必要について議会や政府を啓蒙するために必要」であるという主旨ではなく、「ただ自分たちの町を、住人がその一番の政治的要求を知り、国の他の部分の教養のある人と同様にそれを評価し、欲するほどにはまだ立憲主義的な発展の中に進んでいない」という疑念から守る意図」のもと提出されているという。⁽⁹⁵⁾ このデュートリンガーの発言は、出版の自由が当時「一番の政治的要求」であったが、まだ「教養のある人」の関心事であったことを示唆しているだろう。出版の自由が学者だけの関心事ではないことを自由主義者が強調しなければならぬことも、ブルックザールの請願のように、住民の真の関心事ではない事例があったことを想起させる。とはいえ、議員は自らの要求と国民の関心とのあいだに開きがあることを十分に認識したうえで、出版の自由がすべての人々に利するものであることを確信していた。実際、自由主義者は、出版の自由の効能を少数の人間が排他的に享受することは妥当ではないと考えていた。ハイデルベルクの議員ヴェインターは、国民の窮状を述べたある学者の言葉を引用し、出版の自由が万人のものであることを強調する。その言葉は、「市民、農民、貧しい

国民」の思慮深さを称え、「支配する、教養のある人たち」が享楽、芸術、光などを独占していることをあてこすったもので、ヴェインターはそれを読み上げたあと「いったいどんな権利があつてなんらかの身分が自分のためだけに独占的に光やこの精神的な息吹、すなわち出版の自由を要求することができるのか」と述べている。⁽⁹⁶⁾ このように、出版の自由が公益を体現するものであることは、自由主義者にとって自明のことであった。

以上見てきたように、議員は人間の精神的発達を重視し、出版の自由が市民の精神的、政治的自立を促すことを期待していた。また議論では出版の自由の享受者が農民を含む普通の市民であることが強調されるなど、議員も大枠でヴェルカーの出版の自由に関する認識を共有していたのである。

八、おわりに――一八四〇年代への展望とあわせて

出版の自由を認めた法律が連邦の介入によって失効したあとも、議会の自由主義者は出版の自由を要求し続けている。一八三三年から三九年のあいだ、自由主義者はすべての議会で出版の自由を求め、一八四〇年代もたびたび議会に動議を提出しているが、政府は一八四八年の

三月一日に出版の自由を認めるまで、こうした要求に完全に応じることはなかつた。⁽¹⁰⁾ 出版の自由の意義が詳しく論じられていた一八三一年と比べると、四〇年代の議論では、出版の自由の法的根拠や不当な検閲などが議論の中心になっている。自由主義者は政府と検閲官の意向に左右される恣意的な出版事情を改善し、法律によって権利が保障されることを目指していた。したがって、議員の主要な関心は、出版の自由を連邦からどのように獲得するかということであり、議員はそのために、繰り返し同じ法的根拠を引き合いに出して政府を批判している。しかしながら、法的、実務的な話題が議論の中心になるからといって、出版の自由の重要性が低下したり、その位置づけが変化したわけではない。議員がしばしば述べているが、法的、実務的な観点が議論の中心になるのは、出版の自由の意義がこれまで繰り返し論じられてきたからであり、その重要性が変わっていないからであった。そして、議会の議論には、すでに確認した出版の自由に対する様々な期待も表れている。すなわち彼らにとつて出版の自由は世論がその役割を果たす上で欠くことができないものであり、加えて住民の政治化を促すものであった。自由主義者は依然として人間の道徳的気質、精神

的諸力に大きな期待を寄せており、批判的役割を果たす「習俗規範的意識」やそうした精神に支えられた世論について言及しているのである。⁽¹¹⁾

また四〇年代の議論の特徴として、一八三一年の議論と同様に、住民を政治的に教育するという自由主義者の意図が読み取れることと、実際に住民が政治化したことが強調される点が挙げられよう。その際、特筆すべきは政治化した住民や出版の自由の受益者について、その職業や階層を推測させる具体的な説明が付与されることである。自由主義者は、議会に届いた請願などを引き合いに出しながら、「つましい市民」「つましい農夫」「さもしい人」などが政治化したことを繰り返し指摘している。こうした発言は、出版の自由を求める理由づけであることとは否めないが、そのようなものとしてのみ捉えることは、拙速であると考ええる。その理由として、住民が政治化したという発言の根拠と考えられる事例として、憲法発布二五周年を記念してバーデン各地で行われた憲法祭典などの政治運動と、これと連動した自由主義者の議会外での活動が挙げられる。マーティなどの自由主義者は、憲法祭典などの行事に参加して憲法や出版の自由の意義について住民の前で演説しており、こうした発言は自由

主義者の経験に即したものとも考えられるからである。⁽¹⁰⁾

ただし、住民の政治化を指摘する議員の発言が、どのような歴史的な意味を持つのかについては、現時点では判断を下せない。いくつか推論の余地を示すとすれば、一八四〇年代の出版事情の改善やゲマインデにおける自治を通して、実際に自由主義者の発言通り、それ以前と比べて多くの住民層が政治化したことを物語っているのか、あるいは、理念的に定式化された「中間的身分」というものが、現実には多様な階層であった状況を示しているのか、そして自由主義者の活動がゲマインデに及ぶなかで、単に今まで見えてなかった住民層にまで、彼らの視野が及ぶようになっただけなのかなどである。これについては、後日の課題としたい。

さて、これまで見てきたように、自由主義者の著作、出版の自由に関する議会の議論には、特定の社会観や人間像に基づく見解が見られた。一八三一年の議会の議論では、保証金を支払えることが信頼できる人の証しとして理解されており、自由主義者が精神的にも経済的にも自立した人間像を重視していたことが明らかにになった。また『国家辞典』の「公共精神」、「市民的徳」に関する記述には、公益の実現を目指す政治理念が見られた。こ

うした人間像と政治理念は、自立した家父長の共同体、「中間的身分」からなる社会というガルが定式化した社会理念に大枠で合致するものであった。

出版の自由に関する議論、理念には、自由主義者の社会理念の限界、その閉鎖的側面が現れていた。例えば先の保証金に関して言えば、出版の自由を能動的に行使するためには、財産による規準を満たさなければならず、それは、大多数の市民が満たせるものでは決してなかった。また、議会の議論では革命を警戒する発言が見られ、こうした発言の存在は、バーデンの自由主義者も下層の人々に対して潜在的な警戒感を抱いていることを推測させるものだった。こうした点で、出版の自由という政治的権利、要求には、自由主義者の社会理念の限界が現れていたと言えるだろう。

ただし、こうした面ばかりを強調することは、自由主義者の社会理念を正しく評価することにはならない。自由主義者の社会理念に見られる排除と包摂の問題が、その社会理念の基礎に据えられた自立した人間像に起因するものであったならば、自由主義者がそうした人間を育成する意図と理念を持っていたこともまた事実である。そして、そうした自由主義者の教育的意図や理念は、す

でに見てきたように本稿が対象とした出版の自由に関する理念に見られた。

特にヴェルカーは、出版の自由に政治的、道徳的教育の役割を付与し、出版の自由の享受者として下層の人々も念頭に置いていた。ロテックとヴェルカーは、市民が共同体のために献身的に奉仕し、公的な活動に積極的に参加すべきだと考え、それを可能にする市民的気質を重視していた。そしてヴェルカーは市民的気質、政治的教養を身につけることを目指す理念、構想を持ち合わせていた。ヴェルカーの理論において、議会の公開、出版の自由といった「公開性」を実現する政治制度には、政治的教養に加え、恥、名誉などの望ましい道徳的気質、「公共精神」といった市民的気質を育てる役割が期待されており、こうした教育的機能は、政治権力をコントロールする機能とは別のものとして位置づけられていた。そしてその際、ヴェルカーは様々な人々が公的事柄に関わる中で、政治的教養と市民的気質を身につけるべきだと考えており、ヴェルカーにとつてそれを可能にするのが、出版の自由などの「公開性」を実現するための諸制度であった。つまりヴェルカーは、「財産」と「教養」を持つ一部の「市民」の自立だけではなく、共同体に属

するすべての人々の自立を期待していたと言えるだろう。確かに多くの自由主義者にとつて、出版の自由は官僚の恣意を防ぐことで個人の自由を保証するものであり、代議制に不可欠な世論を機能させる点で重要な政治的要求であった。ただし一八三一年の議論に見られたように、議員は出版の自由を精神の自由として理解し、住民の政治的自立、精神的発達を促進するというヴェルカーの見解を共有していた。自由主義者は一八三一年、一八四〇年代の議会において、出版の自由の享受者、政治的教養を身に付けた住民として「つましい市民」、「つましい農夫」、「さもしい人」などの広範な階層の人々を念頭に置いていた。

自由主義者が出版の自由を求めた理由の一つは、彼らが人間の精神的発達の必要性を認識し、その効果に期待を寄せていたからであった。例えばヴェルカーは、道徳的気質、市民的気質などの人間の気質や感情が個人の経済状況や社会関係に影響を与えると考えていた。また、ヴェルカーの「公開性」の理念において、恥、名誉、徳などの道徳的気質は、その理念や世論の役割の根幹を担っていた。そして一八四〇年代も自由主義者は人間の道徳的諸力に対する期待を持ち続けていたのであった。こ

うした人間の精神的、あるいは道徳的気質に対する自由主義者の大きな期待を考慮するならば、下層の人々に対する潜在的な恐怖、保証金の存在を引き合いに出すことで、自由主義者の教育的意図をいわば空手形であったとして片づけることはできないだろう。また、自由主義者は陪審裁判など、出版の自由とともに要求された他の自由の実現を真に望んでいたと解釈することは、こうした独特の思考方法と出版の自由に込められた教育的意図を「正しく」評価することにはならない。

もちろん、社会のすべての成員が自立した「市民」になるという期待は、ユートピアに近いものであり、同時に一部の人々の利害関心を隠すものであったことは、ガール自身も認めているところである。^(註) 実際、自由主義者の社会理念は「自立」した人間像を重視するあまり、「自立」しない人間を排除したり、あるいは女性を政治的権利の担い手から度外視するものであった。こうした意味で、自由主義者の教育的理念は、旧来からの社会秩序を大きく壊して、劇的に人々の自立を目指すものではなかった。自由主義者の社会理念がこうした限界や閉鎖的側面を持っていたことを十分に認めたいうえで、出版の自由に教育的役割が付与されていたことや、出版の自由に関

する議論や見解に住民の政治的、精神的自立への期待が見られたことは、ガルが言う「階級なき市民社会」という自由主義者の社会期待像を反映したものだと言えらるだろう。

自由主義者の出版の自由についての理解、「公開性」の理念は出版の自由を「享受」している現代人の視点からみると、あまりに楽観的であると言えるかもしれない。また、自由主義者は、出版の自由に多くの期待を抱きすぎていたと言うこともできるだろう。ただ、自由な言論空間は勝ち取られるものであること、そしてそのような空間においては、発言する主体が責任を持ち、「公開性」のもとでの批判に甘んじなければならないことが重視されていたこと、そしてその言論空間は一定の自己規制と教育的機能を持つものだという認識は、現在の日本の言論空間の危機的状况を前に、重要な示唆を与えてくれるのである。

註

(1) Lothar Gall, Liberalismus und "bürgerliche Gesellschaft". Zu Charakter und Entwicklung der liberalen Bewegung in Deutschland, in: *Historische Zeitschrift* 220 (1975), S. 324-356 (以下 Liberalismus und "bürgerliche

「Gesellschaft」と略記)。ロタール・ガル著、近藤潤三、丸島宏太訳「自由主義と「市民社会」ドイツにおける自由主義運動の特質と発展について」『社会科学論集』三二、一九九二年、二六三―二〇一頁)。

- (2) Hartwig Brandt, Zu einigen Liberalismusedeutungen der siebziger und achtziger Jahre., In: *Geschichte und Gesellschaft* 17 (1991), S. 512-530. 南直人「ドイツ自由主義の社会観と手工業者問題」『社会科学』三八、一九八七年、九一―四八頁)。ヴォルフガング・モムゼン著、近藤潤三、横井正信訳「階級なき市民社会」と組織資本主義の間のドイツ自由主義 若干の新しい自由主義解釈について」『社会科学論集』二八、一九八八年、二七七一―二九八頁)。北村昌史「ドイツ三月革命前後の労働階級福祉中央協会」『史林』七三(三)、一九九〇年、三五三―三八九頁)。丸島宏太「ドイツ自由主義研究における地域と全体 ケーメンテ自由主義論を中心に」(姫路獨協大学外国語学部紀要)一一、一九九八年、五二―七一頁)。村上俊介「市民社会と協会運動：交差する一八四八／四九年革命研究と市民社会論」(御茶の水書房二〇〇三年)。
- (3) Jürgen Kocka, *Das lange 19. Jahrhundert Arbeit, Nation und bürgerliche Gesellschaft*, 10. Aufl., Stuttgart 2001 (Gebhardt: *Handbuch der deutschen Geschichte*, Bd. 13), S. 101; Thomas Nipperdey, *Deutsche Geschichte 1800-1866: Bürgerwelt und starker Staat*, München 1983, S. 297-298.
- (4) 市民層研究が行われるようになった背景を「ガルとロツカによる二つの市民層の研究プロジェクトについては、森田直子」近代ドイツの市民層と市民社会 最近の研究動向」『史学雑誌』一一〇、二〇〇一年、一〇〇―一六頁)。
- (5) Lothar Gall (Hg.), *Stadt und Bürgertum im Übergang von der traditionellen zur modernen Gesellschaft* München 1993 (*Historische Zeitschrift Beiheft*, Bd. 16).
- (6) Lothar Gall, *Von der ständischen zur bürgerlichen Gesellschaft*, München 1993, S. 45-49.
- (7) ユルゲン・ロツカ編、望田幸男監訳「国際比較・近代ドイツの市民：心性・文化・政治」(ミネルヴァ書房二〇〇年)。
- (8) Sedaus Helmut, *Liberalismus und Handwerk in Süddeutschland: Wirtschafts- und Gesellschaftskonzeptionen des Liberalismus und die Krise des Handwerks im 19. Jahrhundert*, Stuttgart 1979, S. 37-78. 手塚真「三月前期の西南ドイツ自由主義の二重性とその限界 H・ゼダティス「西南ドイツにおける自由主義と手工業」を中心として」『立教経済学研究』三五(二)、一九八一年、一九九―二一六頁)。
- (9) Wolfgang Schieder (Hg.), *Liberalismus in der Gesellschaft des deutschen Vormärz*, Göttingen 1983.
- (10) James J. Sheehan, *German liberalism in the nineteenth Century*, Chicago 1978, pp. 13-15, pp. 32-33.
- (11) Lothar Gall, *Vom alten zum neuen Bürgertum Die mitteleuropäische Stadt im Umbruch 1780-1820*, München

1991 (『ト Vom alten zum neuen Bürgertum』(監訳), S. 10-17.

(12) Sheehan, op. cit., pp. 26-28.

(13) Thomas Zünhammer, *Zwischen Adel und Pöbel: Bürgertum und Mittelstandsideal im Staatslexikon von Karl v. Rotteck und Karl Theodor Welcker: ein Beitrag zur Theorie des Liberalismus im Vormärz*, Baden-Baden 1995, S. 105-106.

(14) Franz Schneider, *Pressfreiheit und politische Öffentlichkeit: Studien zur politischen Geschichte Deutschlands bis 1848*, Neuwied/Rhein 1966. 本稿が対象となる本の出版事情については本稿の註(20)を参照。

(15) 例えばラングザウアーは出版の自由が代議制のため不可欠であり、官僚の恣意を防ぐコルネリッヒン同僚の交流を促進して、ヘインツの統一を進めるための認識をわけていたことを指摘している。Dieter Langewiesche, *Liberalismus in Deutschland*, Frankfurt/M. 1988, S. 22. Vgl. auch Rainer Schötle, *Politische Theorien des süddeutschen Liberalismus im Vormärz* Studien zu Rotteck, Welcker, Pfizer, Marhard, Baden-Baden 1994 (『ト Politische Theorien』(監訳))。

(16) Hans Fenske, *Der liberale Südwesten: freiheitliche und demokratische Traditionen in Baden und Württemberg 1790-1933*, Stuttgart 1981, S. 35-57.

(17) ガルは自由主義を立憲運動の端を発するものとして、三前期には議会がその中心であったことを。Gall, *Liberal-*

ismus und "bürgerliche Gesellschaft", *a.a.O.*, S. 325.

(18) Schneider, *a.a.O.*, S. 213-217, S. 243-254. 的場おかり「近代ヘインツにおけるヘインツの自由の成立とその展開(上)」(『阪大法学』五六(一)・二〇〇六・三九一—四一九頁)。

(19) Vgl. Paul Nolte, *Gemeindebürgertum und Liberalismus in Baden 1800-1850: Tradition, Radikalismus, Republik*, Göttingen 1994, S. 74 ff.; Norbert Deuchert, *Vom Hanbacher Fest zur badischen Revolution politische Presse und Anfänge deutscher Demokratie 1832 - 1848 / 49*, Stuttgart 1983, S. 40-42.

(20) Vgl. Ulrich Eisenhardt, Der Deutsche Bund und das badische Pressegesetz von 1832: Ein Schritt auf dem Wege zur Pressefreiheit im 19. Jahrhundert, In: Kleinbeyer, Gerd. Paderborn u. a. (Hg.), *Beiträge zur Rechtsgeschichte: Gedächtnisschrift für Hermann Conrad*, 1979, S. 103-124; Eberhard Naujoks, Der badische Liberalismus im Vormärz im Kampf für Pressefreiheit und gegen Zensur (1832/47). In: *Zeitschrift für die Geschichte des Oberheins* 131 (1983), S. 347-381; Rainer Schötle, Der Badische Presseerfüllung von 1832, In: *Aufklärung-Vormärz-Revolution Mitteilungen der Internationalen Forschungsstelle "Demokratische Bewegungen in Mitteleuropa von 1770-1850" an der Universität Innsbruck*, Bd. 6, Innsbruck 1986, S. 50-60. Vgl. auch Martin M. Arnold, *Pressefreiheit und Zensur im Baden des Vormärz im Span-*

- nungsfeld zwischen Bundestreue und Liberalismus*, Berlin 2003.
- (21) Schneider, *a.a.O.*, S. 294.
- (22) Vgl. Rainer Schüttle, *Politische Freiheit für die deutsche Nation. Carl Theodor Welkers politische Theorie ein Beitrag zur Geschichte des deutschen Frühliberalismus*, Baden-Baden 1985, S. 13-26; Zuhhammer, *a.a.O.*, S. 19-26.
- (23) Die vollkommene und ganze Pressefreiheit nach ihrer sittlichen, rechtlichen und politischen Notwendigkeit, nach ihrer Uebereinstimmung mit deutschem Fürstenthum und nach ihrer völligen Zeitgemäßheit dargestellt in ehrenrühmster Petition an die Hohe Deutsche Bundesversammlung 25. November 1830. 乃れびつてんじつに、ハインツ・ディトリッヒ・フィッシャーの著作の刊行史料集を利用している。 Heinz-Dietrich Fischer./Rainer Schüttle, (Hr.), *Kampf um publizistische Libertät. Schriften und Aktivitäten zu Konzeption, Realisierung und erneuter Einbuße von Pressefreiheit, 1830-1833 von Carl Theodor Welcker*, Bochum 1981 (以下 Fischer の略記), S. 3-151.
- (24) Fischer, S. 6, S. 31, S. 62.
- (25) *Ebd.*, S. 12-14, S. 19-20.
- (26) *Ebd.*, S. 28, S. 36, S. 40-41, S. 62-63.
- (27) *Ebd.*, S. 76.
- (28) *Ebd.*, S. 12.
- (29) *Ebd.*, S. 14-15.
- (30) *Ebd.*, S. 64-66.
- (31) Begründung der Motion des Abgeordneten Welcker, Aufhebung der Censur oder Einführung vollkommener Pressefreiheit betreffend, Wörtlicher Abdruck aus dem Protokoll der 5ten öffentlichen Sitzung der II. Kammer vom 24. März 1831, Karlsruhe, G. Braun, In: Fischer, S. 153-181.
- (32) Fischer, S. 180-181.
- (33) Schüttle, *Politische Theorien*, S. 107-112.
- (34) Fischer, S. 15-18.
- (35) *Ebd.*, S. 20.
- (36) *Ebd.*, S. 6.
- (37) *Ebd.*, S. 24.
- (38) *Ebd.*, S. 58-59.
- (39) „Öffentlichkeit“, In: Carl von Rotteck./ Carl Welcker, (Hr.), *Staats-Lexikon oder Encyclopädie der Staatswissenschaften in Verbindung mit vielen der angesehensten Publicisten Deutschlands*, Altona 1. Aufl., 1834-43 (以下 Staats-Lexikon の略記) Bd. 12, 1841, S. 252-309 (以下 „Öffentlichkeit“ の表記)。
- (40) エルゲン・ハーバース著 細谷貞雄・山田正行訳 『公共性の構造転換 市民社会のカテゴリーについて』 (未來社一九九四年)・花田達郎 『公共圏という名の社会空間—公共圏、メディア、市民社会』 (木鐸社一九九六年)。
- (41) „Öffentlichkeit“, In: *Staats-Lexikon*, Bd. 12, S. 256-257.

- (42) *Ebd.*, S. 260.
- (43) *Ebd.*, S. 267.
- (44) *Ebd.*, S. 267-268.
- (45) „Censur der Druckschriften“, In: *Staats-Lexikon*, Bd. 3, 1836, S. 329-366 (以下「Censur der Druckschriften」と表記), S. 334.
- (46) *Verhandlungen der Stände-Versammlung des Großherzogtums Baden vom Landtage. Protokolle der Zweiten Kammer*, 1837 Protokollheft Bd. 6, S. 9. (4. Juli 1837) 以下「本稿におおむねバーデン第二院の議事録は以下〔Verh.〕と表記し、議事録(本巻) Protokollheft は〔PH.〕、別冊 Beilage には〔BH.〕と略記し、そのあとに巻の番号を明示す。
- (47) „Öffentlichkeit“, In: *Staats-Lexikon*, Bd. 12, S. 299.
- (48) „Censur der Druckschriften“, In: *Staats-Lexikon*, Bd. 3, S. 335.
- (49) „Öffentlichkeit“, In: *Staats-Lexikon*, Bd. 12, S. 290.
- (50) *Ebd.*, S. 292.
- (51) *Ebd.*, S. 282.
- (52) *Ebd.*, S. 303-305. [追加] 以下筆名。
- (53) „Gemeingeist, Gemeinsinn“, In: *Staats-Lexikon*, Bd. 6, 1838, S. 448-459 (以下「Gemeingeist, Gemeinsinn」と表記)。
- (54) „Bürgertugend und Bürgersinn“, In: Carl von Rotteck, / Carl Welcker, (Hg.), *Das Staats-Lexikon Encyclopädie der sämtlichen Staatswissenschaften für alle Stände in*

出版の自由と市民社会

- Verbindung mit vielen der angesehensten Publicisten Deutschlands*, 1845-1848 (以下 *Staats-Lexikon 2*, Aufl. 1 略記) Bd. 2, 1846, S. 763-770 (以下「Bürgertugend und Bürgersinn」と表記)。この記事は『国家辞典』第一版には掲載されていない。
- (55) ヴェルカーは「市民的徳」その本質的な部分である市民精神「市民的気概がなければ」あらゆる政治的制度和英知は無益に終わってしまうと述べ、直後に「市民精神や市民的気概は公共精神と本質的に一致する」と述べている。(Ebd. S. 763) 記事の最後でも「真の市民的徳の基礎は市民精神、政治的な公共心ならずは公共精神である」と述べている。(Ebd. S. 769) またロテックは記事内で「公共精神」のみを定義して使用しており、「公共精神」と「公共心」は同じ内容を示していると思われる。したがって、厳密には「公共精神」、「公共心」、「市民精神」は、「市民的徳」の構成要素として位置づけられている。
- (56) „Gemeingeist, Gemeinsinn“, In: *Staats-Lexikon*, Bd. 6, S. 449.
- (57) *Ebd.*, S. 452.
- (58) „Bürgertugend und Bürgersinn“, In: *Staats-Lexikon 2*, Aufl., Bd. 2, S. 769-770.
- (59) „Gemeingeist, Gemeinsinn“, In: *Staats-Lexikon*, Bd. 6, S. 450.
- (60) „Bürgertugend und Bürgersinn“, In: *Staats-Lexikon 2*, Aufl., Bd. 2, S. 763.

- (19) „Gemeingeist, Gemeinsinn“, In: *Staats-Lexikon*, Bd. 6, S. 449.
- (20) *Ebd.*, S. 450-451.
- (21) *Ebd.*, S. 455.
- (22) „Bürgerugend und Bürgersinn“, In: *Staats-Lexikon* 2. Aufl., Bd. 2, S. 764-765.
- (23) *Ebd.*, S. 766.
- (24) „Gemeingeist, Gemeinsinn“, In: *Staats-Lexikon*, Bd. 6, S. 459.
- (25) „Bürgerugend und Bürgersinn“, In: *Staats-Lexikon* 2. Aufl., Bd. 2, S. 764.
- (26) „Öffentlichkeit“, In: *Staats-Lexikon*, Bd. 12, S. 293.
- (27) „Censur als Sitengericht in alter und neuer Zeit“, In: *Staats-Lexikon*, Bd. 3, 1836, S. 317-328.
- (28) *Ebd.*, S. 317-327.
- (29) „Öffentlichkeit“, In: *Staats-Lexikon*, Bd. 12, S. 298.
- (30) *Ebd.*, S. 299.
- (31) *Ebd.*, S. 300.
- (32) *Verh.*, 1831, BH. 4, S. 124-156.
- (33) *Ebd.*, S. 142-143. 提議の詳述は「*提議の詳述*」を参照。
- (34) *Ebd.*, S. 143ff.
- (35) *Verh.*, 1831, PH. 12, S. 45-184.
- (36) *Ebd.*, S. 186-259.
- (37) *Ebd.*, S. 93.
- (38) *Ebd.*, S. 139.
- (39) *Ebd.*, S. 45-46.
- (40) *Ebd.*, S. 119-120.
- (41) *Ebd.*, S. 77-78.
- (42) *Ebd.*, S. 104-105.
- (43) *Ebd.*, S. 89.
- (44) *Ebd.*, S. 97.
- (45) *Fischer*, S. 178-179.
- (46) *Verh.*, 1831, BH. 4, S. 132.
- (47) *Verh.*, 1831, PH. 12, S. 45.
- (48) Gall, *Liberalismus und "bürgerliche Gesellschaft"*, a. a. O., S. 340-343. ガルは当時の辞書を用いて「身分」を「言葉の二つの意味を持つていた用語を紹介している。『身分』という言葉を、古く用法としては統治者と被統治者の関係を示し、国家における「人間の地位」を意味していたが、他方「特定の行動様式をとる階級を示す一つの概念」でもあり、自由主義者は主としてより新しい後者の意味で使っていたという。『身分』の概念については以下を参照。Zunhammer, a. a. O., S. 33-36.
- (49) *Verh.*, 1831, BH. 4, S. 153-154.
- (50) *Verh.*, 1831, PH. 12, S. 51-53.
- (51) *Ebd.*, S. 163.
- (52) *Ebd.*, S. 171-172.
- (53) *Ebd.*, S. 246.
- (54) *Ebd.*, S. 247-248.
- (55) *Ebd.*, S. 249-250.
- (56) *Ebd.*, S. 250-251.
- (57) *Ebd.*, S. 252-255.

- (9) Gesetz über die Polizei der Presse und über die Bestrebung der Preksergehen (erlassen am 28. Dezember 1831 für das Großherzogtum Baden) §7. In: *Fischer*, S. 510ff. 該言箇所 S. 512.
- (10) *Sedatis, a. a. O.*, S. 40. また、ゼタデイスは一八四四年の統計をもとに、政府が把握している手工業者のうち、営業資金を持つる手工業者が五パーセント未満であったことを示している。 *Ebd.*, S. 122.
- (11) *Vern.* 1831, PH. 12, S. 91.
- (12) *Ebd.*, S. 148. 「お役所の取り立てにもはや搾取されぬ自由」という言葉は、「出版の自由 [Presfreiheit]」がドイツ語の「圧する」搾取する [pressen] と「自由 [Freiheit]」の造語、すなわち「搾取からの自由」として誤解されてきたことを示唆している。
- (13) 例えば、議員ツォルは、カールスルーエの都市顧問官が出版の自由のための上奏文に署名しなかったのについてこの新聞で批難されたことを指摘している。 *Ebd.*, S. 134.
- (14) *Ebd.*, S. 176-184.
- (15) *Ebd.*, S. 180.
- (16) *Ebd.*, S. 144.
- (17) 一八三三年から三九年までの出版の自由をめぐる議会の議論については以下を参照。 Leonhard Müller, *Badische Landtagsgeschichte*, Bd. 4, 1902, S. 120-126. また、一八四〇年代の出版の自由をめぐるバーテン第二院の議論の概観については以下を参照。 Hildgard Müller, *Liberal*

Presse im badischen Vormärz: die Presse der Kammerherren und ihre Zentralfigur Karl Mathy 1840-1848, Heidelberg 1986, S. 49-65.

- (18) *Verhandlungen der Stände-Versammlung des Großherzogtums Baden vom Landtage. Protokolle der Zweiten Kammer*, Protokollheft, Beilagenheft, Repertorium, 1842-1848.
- (19) 憲法祭典については以下の同時代史料を参照。 Karl Mathy (Hg.), *Die Verfassungsfeier in Baden am 22. August 1843*, Mannheim 1843 (= *Vaterländische Heft*, Bd. 2, Hg. von den Mitgliedern der 2. Kammer 1843). ; Vgl. Paul Nolte, Die badischen Verfassungsfeier im Vormärz: Liberaldramus, Verfassungskultur und soziale Ordnung in den Gemeinden. In: Manfred Hettling (Hg.), *Bürgerliche Feste: Symbolische Formen politischen Handelns im 19. Jahrhundert*, Göttingen 1993, S. 63-94. ; Vgl. auch, Paul Nolte *Gemeindebürgertum und Liberalismus in Baden 1800-1850: Tradition, Radikalismus, Republik*, Göttingen 1994, S. 182-188. ゲマインデとは行政の単位を意味し、都市や都市以下の農村まで、その規模は大小様々であった。バーテンの自由主義について研究した P・ノルテはこの憲法祭典を、ゲマインデ住民の政治化、ゲマインデを超えたつながりの現れであり、かつゲマインデと自由主義の結びつきを示す例として紹介している。
- (20) Lothar Gall, *Vom alten zum neuen Bürgertum*, S. 10-11.